

古代と福祉

― 持統女帝の福祉実践についての文学的考察 ―

鈴木 武 晴

Takeharu SUZUKI

一 序

高齢化と経済閉塞という現代日本の社会状況の中で、福祉への関心が高まっています。人々は、福祉について考え、行動することを通して、生きることの意義と共生の安らぎを求めているように思われる。

文学は他の学的分野と同じく、人間の幸福を模索・追求する重要な分野である。生きることと密接にかかわる分野である。稿者はそう思う。けれども、このことは、あまり意識されていない。これからは、文学に従事する者が、言葉と行動とをもって福祉に貢献して

ゆくことが、幸福な言語社会を創造するために必要だと思う（拙稿「文学と福祉」、都留文科大文学会「会報」第一〇二号、二〇〇三年十一月十日発行）。

上述のような社会状況の中で、先学の福祉についての研究は重要度を増している。管見に入る日本の福祉の歴史についての書物に、池田敬正『日本社会福祉史』（法律文化社、一九八六年四月二十日発行）や百瀬孝『日本老人福祉史』（中央法規出版、一九九七年十二月十日発行）などがある。そこには、古代福祉についての詳細な考察があり、意義深い。けれども、まだ考察の手が及んでいない古代福祉関係記事がある。それは、『日本書紀』に見られる持統天皇の福祉政策とその実践の記事である。本小稿はこの記事を列挙提示

し、文学的観点からその福祉政策の実践を導いた要因を究明して、持統天皇の福祉実践の意義を浮き彫りにすることを目的とする。

二 齊明女帝の、皇孫建王の薨去を悼み悲しむ歌

持統女帝の福祉政策の実践とは無縁なように見えながら、実は深く関わっていると稿者が捉える『日本書紀』の記事から説き起こそう。

齊明天皇四年（六五八）、啞であつた皇孫建王が亡くなった。年まだ八歳。『日本書紀』は、齊明女帝の悲しみの心を、その年の五月条と十月十五日条に、次のように伝えている（本文は日本古典文学大系『日本書紀』による）。

五月に、皇孫建王、年八歳にして薨せましぬ。今城谷の上に、殯を起てて収む。天皇、本より皇孫の有順なるを似て、器重めたまふ。故、不忍哀したまひ、傷み慟ひたまふこと極めて甚なり。群臣に詔して曰はく、「萬歳千秋の後に、要ず朕が陵に合せ葬れ」とのたまふ。廼ち作歌して曰はく、

今城なる小丘が上に雲だにも著くし立たば何か歎かむ其一。
射ゆ鹿猪を認ぐ川上の若草の若くありきと吾が思はなくに其

飛鳥川漲ひつつ行く水の間も無くも思ほゆるかも其三。
天皇、時時に唱ひたまひて悲哭す。

冬十月の庚戌の朔甲子に、紀温湯に幸す。天皇、皇孫建王を憶でて、愴爾み悲泣びたまふ。乃ち口號して曰はく、

山越えて海渡るともおもしろき今城の中は忘らゆましじ其一。
水門の潮のくんだり海くんだり後も暗に置きてか行かむ其二。

愛しき吾が若き子を置きてか行かむ其三。
秦大藏造萬呂に詔して曰はく、「斯の歌を傳へて、世に忘れむること勿れ」とのたまふ。

五月条の歌謡は、建王が薨去して殯宮儀礼を行なう時期に齊明女帝が唱った歌謡。十月十五日条の歌謡は、齊明女帝が紀温湯（牟婁温湯とも。現在の和歌山県西牟婁郡白浜町湯崎温泉）に行幸した折に、齊明女帝の口號した歌謡である。いずれも、齊明女帝が声に出して唱った歌で、後者三首については、伝えて世の人に忘れさせないように、との詔が下されている。歌詠の表現とそこにこめた思いの、人々の心への浸透ということが思われるが、本稿者は齊明女帝の唱われた歌謡が、次のように額田王や鏡王女の歌の形成に影響を与えたと見る。その点に、齊明天皇の歌謡の文学史的意義があると考える。

三輪山をしかも隠すか雲だにも心あらなも隠さふべしや
(一八、額田王)

あかねさす紫野行き標野行き 野守は見ずや君が袖振る
(二〇、額田王)

秋山の木の下隠り行く水の我こそ増さめ思ほすよりは

(292) 鏡王女

風をだに恋ふるは羨し風をだに來むとし待たば何か嘆かむ
(4四八九、鏡王女)

齊明女帝の歌謡は、額田王や鏡王女の歌の形成に影響を与えたという文学史的意義だけにとどまるものではない。稿者は、齊明女帝のこの六首の歌謡は、持統女帝の福祉政策とその実践を導く福祉的意義を結果的に担っていると考えるのである。なぜなら、齊明女帝の六首の歌謡の思いの対象は啞の建王で、その建王の同母姉は、とりもなおさず鷓野讚良皇女(後の持統女帝)であるからである。そのことを天智天皇七年二月二十三日条によって確認しておこう。

二月の丙辰の朔戊寅に古人大兄皇子の女倭姫王を立てて、皇后とす。遂に四の嬪を納る。蘇我山田石川麻呂大臣の女有り、遠智娘と曰ふ。或本に云はく、美濃津子娘といふ。一の男・二の女を生めり。其の一を大田皇女と曰す。其の二を鷓野皇女と曰す。天下を有むるに及びて、飛鳥淨御原宮に居します。後に宮を藤原に移す。其の三を建皇子と曰す。啞にして語ふこと能はず。或本に云はく、遠智娘、一の男、二の女を生めり。其の一を建皇子と曰す。其の二を大田皇女と曰す。其の三を鷓野皇女と曰すといふ。或本に云はく、蘇我山田麻呂大臣の女を茅渟娘と曰ふ。大田皇女と倭羅羅皇女とを生めりといふ。

正文は誕生の順で、或本には男女の順に記されている(日本古典文学大系本、新編日本古典文学全集本)。啞の建皇子の姉が鷓野皇女(持統天皇)であることは重要である。古代においては、子供は母のもとで育てられる。母には子供の命名権・養育権・結婚許可権があり、母と子の絆は強い。むろん同母きょうだいの結びつきも強い。鷓野皇女(持統天皇)は弟の建皇子とともに育ち、啞の弟を不憫に思っていたに相違ない。齊明女帝は建皇子を「有順なるを似て、器重め」なさつたが、その「有順なる」一点に姉の鷓野皇女もきつと魅かれていたであろう。そして、弟建皇子の御魂に捧げられた齊明女帝の歌謡は、鷓野皇女(持統天皇)の心に深く刻まれてあつたに相違ない。

三 持統天皇の福祉政策とその実践

齊明女帝の御代の後、天智天皇、そして天武天皇の御代とつづく。天武即位に至るまでの間は、近江遷都や壬申の乱があり、福祉を實踐する余裕がない時代状況であつたといえる。けれども天武即位後は、『日本書紀』に次のように福祉関係記事が見られる。持統天皇の福祉関係記事ともかかわるので、天武朝の福祉関係記事を挙げておきたい。

1 是の月に、大恩を降して貧乏を恤む。以て其の飢寒に給ふ。

(天武天皇八年二月)

2 壬寅に、貧乏しき僧尼に、絶・綿・布を施りたまふ。(天武八

年三月二十二日)

3是の月に、勅して曰はく、「凡そ諸の僧尼は、常に寺の内に住りて、三寶を護れ。然るに或いは及老い、或いは患病みて、其れ永に狭き房に臥して、久しく老疾に苦ぶる者は、進止便もあらずして、淨地亦穢る。是を以て、今より以後、各親族及び篤信ある者に就きて、一二の舎屋を間處に立てて、老いたる者は身を養ひ、病ある者は薬を服へ」とのたまふ。(天武八年十月)

4冬十月の壬寅の朔乙巳に、京内の諸寺の貧乏しき僧尼及び百姓を恤みて賑給す。(天武九年十月四日)

5冬十月の癸酉の朔丙子に、百濟の僧常輝に三十戸を封したまふ。是の僧、壽百歳。(天武十四年十月)

6丙申に、法忍僧・義照僧に、老を養はむの為に、各三十戸を封す。(朱鳥元年六月二十八日)

7丁巳に詔して曰はく、「天下の百姓の貧乏しきに由りて、稻と資財とを貸へし者は、乙酉の年の十二月三十日より以前は、公私と問はず、皆免原せ」とのたまふ。(朱鳥元年七月十九日)

出家した大海人皇子(天武天皇)が壬申の乱に勝利したというところが大きく作用していると考えられるが、僧尼に対しての優遇的福祉が行なわれたということを指摘できる。

天武天皇の次に立ったのが、持統天皇。持統天皇の福祉関係記事を『日本書紀』からピックアップしよう。

①壬辰に、京師の孤獨高年に布帛賜ふこと、各差有り。(持統天皇稱制前紀、朱鳥元年十二月二十六日)

②庚辰に、京師の、年八十より以上、及び篤癯、貧くして自存ふこと能はぬ者に絶綿賜ふこと、各差有り。(持統元年正月十五日)

③鰥寡・孤獨・篤癯・貧くして自存ふこと能はざる者に、稻を賜ひて調役を蠲服したまふ。(四年正月十七日)

④三月の丁丑の朔丙申に、京と畿内との人の、年八十より以上なる者に、嶋宮の稻、人ごとに二十束賜ふ。(四年三月二十日)

⑤癸丑に、京と畿内との耆老・耆女、五千三十一人に、稻、人ごとに二十束賜ふ。

⑥甲申に、過ぎます志摩の百姓、男女の年八十より以上に、稻、人ごとに五十束賜ふ。(六年三月十九日)

⑦詔して、天下の百姓の、困乏しくして窮れる者に稻たまはらしむ。男には三束、女には二束。(六年三月二十九日)

⑧癸卯に、京師及び畿内の、位有りて年八十より以上、人ごとに袞一領・純二匹・綿二屯・布四端賜ふ。(七年正月十三日)

⑨丙午に、京師の男女の、年八十より以上、及び困乏しくして窮れる者に布賜ふこと、各差有り。(七年正月十六日)

⑩己亥に、詔して曰はく、「粵に七年の歳次癸巳を以て、醴泉、近江國の益須郡の都賀山に涌く。諸の疾病人、益須寺に停宿りて、療め差ゆる者衆し。故に水田四町・布六十端入れよ。益須

郡の今年の調役・雑徭原し除めよ。國司の頭より目に至るまでに、位一階進めしむ。其の初めて醴泉を驗する者葛野羽衝・百濟土羅羅女に、人ごとに純二匹・布十端・鍬十口賜ふ」とのたまふ。(八年二月十六日)

⑩壬辰に、諸臣の年八十より以上及び痼疾に賞賜ふこと、各差有り。(九年六月十六日)

⑪戊申、天下の鰥寡・孤獨・篤癯・貧しくして自ら存ふこと能はざる者に稲賜ふこと、各差有り。(十一年正月十一日)

以上が持統天皇の福祉実践である。齊明天皇から天武天皇に至るまでの時代と比べて、持統女帝の福祉実践が右掲のように多いということは、持統女帝本人が意志的積極的に福祉実践を行なったことを語り告げている。

四 持統女帝の福祉実践の、要因と意義

では、なぜ持統女帝は、意志的に福祉を実践したのか。本稿者は、第二節で考察したように、八歳で天折した啞の弟建皇子への思いが、持統女帝の心にずっと生き続けていたことが要因の一つだと考える。要因の二つめは、持統三年(六八九)四月十三日に最愛の子、草壁皇子を亡くしたこと(病没らしい)が挙げられよう。このこととかかわって注意しなければならないことがある。それは、右掲の持統天皇の福祉関係記事に注視すると、②と③に約三年の時間的間

隔があり、③の持統四年正月十七日の記事から福祉関係記事がほぼ毎年の形で増えていることである。このことには、持統三年の四月に草壁皇子を亡くしたことが影を落していると思われる。持統天皇は生きているということ深くかみしめ、生きることの幸せを祈らずにはいらなかったであろう。

要因の三つめとして、持統三年六月に浄御原令二十二巻が施行されたことが挙げられよう。この施行とともに持統女帝の福祉実践が公的に展開してゆくのである。

先掲持統女帝の福祉実践の③と⑫の文章は、後の養老律令の戸令の次のような条文と共通する部分がある。その条文は次のとおり。

凡そ鰥寡、孤獨、貧窮、老疾の、自存するに能はずは、近親をして収養せしめよ。若し近親無くは、坊里に付けて安撫せしめよ。

仔細に見るに、持統女帝の福祉実践記事の③・⑫の内容と養老戸令の原文「不能自存者」までの対象認識の内容はほぼ重なる。けれども、次句以下の、対象への対応はそれぞれ異なっている。このことは、後の養老律令の方が時代と社会状況に合わせた対応策をとったからだと思う。とすると、一つの考えが浮上する。それは、持統女帝の福祉実践記事の③・⑫の文章と内容は、浄御原令の条文の内容を踏まえて記されたものではないかという考えである。そう考えることによって、後の養老律令の戸令の表現と重なる表現が、持統女帝の福祉実践記事③・⑫に見られることの秘密が解ける

のである。してみると、持統女帝の福祉実践記事③・⑫以外の実践記事や養老令のその他の箇所にも、浄御原令の条文の文章が部分的にも襲用されている可能性があると言える⁴⁾。

叙上の三つの因由、亡き弟建王への思いと亡き子草壁皇子への思い、そして持統三年六月の浄御原令の施行という三つの要因。それに、社会状況を考慮して、持統女帝は福祉を實踐していったのだと思う。

むろん、そのことは多くの人々から支持されたであろう。持統稱制前紀に持統天皇について、「母儀徳有します」と記している。この「母儀徳」は母のように人々をつつみこむ大きな慈愛の徳をいうのであろう。それは、考察してきたような持統女帝の福祉実践をまさに象徴的に物語っていると思われる。

二〇〇三年（平成十五年）十二月三日

注

(1) このこと、一九九一年（平成三）七月十二日に行なわれた山梨英和短期大学（現、山梨英和大学）の夏期特別研究会で「斉明女帝と額田王・鏡女王」と題して具体的に発表した。本小稿では、そのことを傍線と圏点によって象徴的に示すにとどめるけれども、主旨は御理解いただけれると思う。

(2) 「紫野行き標野行き」の表現は、斉明女帝の歌謡の表現と重ならないけれども、そのルズミカルな表現は、斉明女帝の「水門の」の歌謡の第二句第三句「潮のくんだり海くんだり」の表現方法

に学んだものと考えられる。

(3) 養老戸令が参考になる。その第七条は、身体の障害や病疾を程度に応じて残疾・癱疾・篤疾の三段階で示した規定であり、次のように記している。

凡そ一つの目盲、両つの耳聾、手に二つの指無く、足に三つの指無く、手足に大きな拇指無く、禿は瘡にして髪無く、久漏、下重、大癩瘡、此の如き類は、皆残疾と為よ。癱、瘰、侏儒、腰背折れたらむ、一つの支癱れたらむ、此の如き類をば、皆癱疾と為よ。悪疾、癲狂、二つの支癱れたらむ、両つの目盲らむ、此の如き類をば、皆篤疾と為よ。（訓読本文は日本思想史大系「律令」による。以下同じ）

持統女帝の福祉関係記事にみる「篤癱」という認識は、この条文の三区分の一つの「篤疾」よりも認識の範囲が広がったのではないかと思われる。癱も「篤癱」の認識のうちにあったのではないかと推察される。

(4) そのことについての具体的考察は、別の機会に譲りたい。